

合理的配慮支援事業補助金

障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、
学び、働き、交流し、挑戦できるまちの実現を目指します！！

工事施工なら 最大 **20万円** 物品購入等なら 最大 **5万円**



の補助金が出ます。

補助対象例

①物品購入費



筆談ボード購入



③工事施工費



多目的トイレ改修



点字メニュー作成

②意思疎通支援者 設置費



手話通訳者設置



スロープ改修

| 補助率 | ①, ②, ③ いずれも1/2 | 限度額 | ①と②をあわせて 5万円まで ③は20万円まで |
|--|-----------------|-----|----------------------------|
| 例：①折りたたみ式のスロープ購入3万円、②イベント手話通訳者設置 1万円 (3万円+1万円) × 1/2 (補助率) = 2万円を補助 | | | |

ご検討いただける場合は、まずは、障害福祉課に
電話等でお気軽にご相談ください。

1 対象者

- (1) 市内において、飲食、物販、医療など不特定多数のものが利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者
- (2) 自治会、市内に事業所を有する NPO 法人など
※障害者・児施設、介護保険施設、高齢者施設等は除きます。

2 対象経費

市内の事業所等が合理的配慮の提供に要する経費のうち次に掲げる経費（掲載している内容は一例です。随時ご相談ください。）です。

- (1) 物 品 購 入 費：音声拡張器、筆談ボード、点字メニューの作成、折り畳み式スロープ、視覚障害者誘導用シート、ローカウンターの購入など
- (2) 意思疎通支援者設置費：開催事業における手話通訳者などの設置費用
- (3) 工 事 施 工 費：スロープ、手すりの設置、多機能トイレ、スライド式ドアへの改修など

※申請時において事業に着手していないことが条件です。

※令和7年3月31日までに工事等を完了する必要があります。

3 申請件数等

同一法人・事業者の申請は要綱の別表に定める対象経費の区分毎に同一年度中1申請に限ります。また、国、県、市などから既に補助を受けている案件は対象外とします。

4 募集期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日まで

※予算の範囲内で助成を行うため、募集期間中でも申請を締め切ることがあります。

5 申請から補助金交付までの流れ

- (1) 障害福祉課へ取り組む支援内容について事前にご相談ください。
- (2) 申請書（様式1）に必要な添付書類を添えて、持参または郵送にて提出してください。
【必要な書類】
 - ・物 品 購 入 費：カタログ等又は仕様書の写し、見積書
 - ・意思疎通支援者設置費：イベントのパンフレット又は設置計画書（様式2）、見積書
 - ・工 事 施 工 費：工事計画書（様式3）、工事図面の写し、見積書※どの経費区分で申請される際も暴力団排除に関する誓約書の提出は必須です。
- (3) 申請が採択された場合には、市より決定通知書（様式4）が送付されます。
- (4) 決定通知書の交付後に、事業に着手してください。
- (5) 事業が完了しましたら、完了報告書（様式7）に必要な添付書類を添えて、持参または郵送にて提出してください。
【必要な書類】
 - ・物 品 購 入 費：領収書の写し（内訳を記載したもの）、物品設置写真
 - ・意思疎通支援者設置費：領収書の写し、イベント開催写真
 - ・工 事 施 工 費：領収書の写し、工事契約書及び内訳書の写し、工事完了写真
- (6) 完了報告が適当であると審査された場合は、市より補助金額確定通知書（様式8）が送付されます。
- (7) 補助金額確定通知書に基づき、補助金交付請求書（様式9）を作成し、市に補助金の請求をしてください。
- (8) 市から補助金が交付されます。

問い合わせ先：呉市障害福祉課 支援G 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

☎ 25-3523 FAX 25-2522